

令和 3 年度
産業集積推進業務

企画提案実施要領

令和 3 年 2 月

沖縄市 経済文化部 企業誘致課

令和3年度 産業集積推進業務 企画提案実施要領

1 目的

この要領は「産業集積推進業務」を事業者へ委託するにあたり企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の受託者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 名称：産業集積推進業務
- (2) 選定方法：企画提案方式（プロポーザル）、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までを予定
- (4) 企画提案を求める業務内容：令和3年度産業集積推進業務概要仕様書を参照
- (5) 留意事項
 - ・本企画提案は、令和3年度沖縄市当初予算案及び沖縄振興特別推進交付金申請に基づいて行うものであり、実施が確定しているものではなく、予算の成立または交付金の採択結果等の状況により、事業内容等に変更が生じる場合があるため、提案の採択が契約を約束するものではない旨あらかじめご了承ください。

3 担当課

沖縄市 経済文化部 企業誘致課 担当：木下、仲本
〒904 - 8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号（沖縄市役所 4 階）
電話番号 098 - 929 - 3308
FAX 番号 098 - 929 - 0260
電子メール：koyoukigyousa53@city.okinawa.lg.jp

4 企画提案への参加資格

以下に掲げる事項をすべて満たす者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしない。

- (1) 日本国内において登記された法人であること。複数法人による共同企業体（以下「コンソーシアム」とする）での提案も可とする。
- (2) 行政及び地域との連携、協働活動実績があること。
 - ※コンソーシアムの場合、構成員の1者以上で実績を有していれば可とする。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく市の入札参加資格制限に基づく資格制限を受けていないこと。
- (4) 受付期間中において、市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税・県税・市税について未納のないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

5 参加表明及び企画提案に係る提出書類及び提出方法等

(参考) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	期間等
質問受付期限	令和3年2月25日(木)
参加表明書の受付期限	令和3年2月25日(木)
企画提案書の受付期限	令和3年3月4日(木)
プレゼンテーション	令和3年3月11日(木) ※予定
審査結果の通知	令和3年4月1日(木) ※予定
契約締結	令和3年4月1日(木) ※予定

(1) 参加表明

① 提出書類等

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	様式-1	1部
履歴事項全部 証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合：登記簿謄本 ・ 商号登記のある個人事業主の場合：商号登記簿謄本 ・ 商号登記のない個人事業主の場合：開業届の控えまたは身分証明書 	1部
納税証明書(滞納 のない証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村税：滞納のない証明書(所在する市町村) ・ 県民税：納税証明書 ・ 国税：納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) ○ 個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村税：滞納のない証明書(所在する市町村) ・ 国税：納税証明書「所得税」「消費税および地方消費税」 	各1部
財務諸表		1部

※共同企業体の場合は全ての参加企業が提出すること。

※沖縄市内に支店・営業所等がある場合は法人市民税等の滞納のない証明書(沖縄市役所納税課にて発行)も併せて提出すること。

※「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」又は「沖縄市入札参加資格者登録者名簿」に登録された者は、「履歴事項全部証明書等」「滞納のない証明書」「財務諸表」については提出しなくてもよい。

②提出方法

(ア) 提出期間

令和3年2月15日(月)～令和3年2月25日(木) 17:00まで

(イ) 提出先

本要領3に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法でも提出期限必着とする。)

(2) 企画提案

①提出書類等

様式等	提出部数等
様式-2 (企画提案書)	正本1部 副本4部
様式-3 (会社の概要、経営規模等)	
様式-4 (会社の業務実績等)	
様式-5 (業務実施体制)	
様式-6 (主任担当者及び担当者の経歴等)	
様式-7 (業務の実施方針等)	
様式-8 (テーマ別企画提案)	
様式-9 (参考見積書) ※様式とは別に内訳見積書を添付すること(様式任意)	
参考資料 提出企業パンフレット(提出は任意)	

②提出方法

(ア) 提出期間

令和3年2月15日(月)～令和3年3月4日(木) 17:00まで

(イ) 提出先

本要領3に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法でも提出期限必着とする。)

(エ) 特記事項

追加資料等の提出を求めることがある。

(3) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等は、A4版とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

6 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

企画提案に関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

①様式

様式－10（質問書）

②提出先

本要領3に掲げる担当課

③提出方法

持参、郵送、FAX 又は電子メール

※いずれの方法でも受付期間内必着とする。

※電話での質問は受け付けない。

④受付期間

令和3年2月15日（月）～令和3年2月25日（木）17：00まで

⑤質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に対して、令和3年3月1日（月）17：00までに電子メールにて行なう。

ただし、質問が無かった場合は回答を行なわない。

7 選定方法

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、「産業集積推進業務に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）において下記のとおり審査を行う。なお、審査は非公開とする。

また、最優秀者の合計点数が基準に満たない場合には、委託候補者を選定しない事ができる。

①一次審査

応募者が3者を超える場合には提出書類による一次審査を実施する場合がある。この場合は上位3者に対し二次審査（プレゼンテーション）を行うこととする。

②二次審査（プレゼンテーション）

開催日：令和3年3月11日（木）※予定

場 所：沖縄市役所地下1階入札室（沖縄市仲宗根町26番1号）

※個別の実施時間等については、公募受付期間終了後に申請者へ別途通知する。

※提案説明時間は1団体20分以内とし、10分程度の質疑応答を行う。

※プレゼンテーションの説明者は主任担当者とする。なお、担当者は3名まで同席することができる。(計4名)

※説明については、提出書類の企画提案書の順番に沿って簡潔に行うこと。

※追加資料の配布は禁止とする(市から提出を求められた資料等については、この限りではない)。提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお、プロジェクターの使用は認めない。

(2) 評価項目

評価項目	評価基準
1. 企業信頼度	・業務受託者としての適格性及び経営規模の妥当性 (資本金額及び設立年数等)
2. 地理的条件	・沖縄市内に本社若しくは営業所等があるか。
3. 業務実績	・本業務に関する知識・ノウハウを有しているか。 ・これまでに同様の事業実績を有しているか。
4. 実施体制	・再委託等を要せず事業を実施できるか。
5. 担当者の能力	・担当者の業務実績等、本業務を適切に遂行する能力を有しているか。
7. 実施方針	・本業務の趣旨及び目的を的確に理解し、これに基づく提案となっているか。 ・活動目標の達成が十分に見込まれるか。 ・妥当な事業実施スケジュールとなっているか。
8. テーマ別企画提案	・本業務の目的に沿った効果的な内容か。 ・実施手法が的確で実現性の高い内容となっているか。 ・関係機関と連携した取組みが可能か。 ・効果的かつ実現性の高い独自提案となっているか。
9. プレゼンテーション	・プレゼンテーションが論理的で説得力があるか。 ・担当者としての基本的な技術力を有しているか。 ・企画提案書の内容を十分に理解しているか。 ・質疑への応答は適切であるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知する。但し、審査結果に対しての質問及び異議申し立て等は一切受け付けない。

8 委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、評価委員会が選定した最優秀者を本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定することがある。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 最優秀者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により最優秀者と委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容等

本契約は、契約書に定めるもののほか、沖縄市契約規則等によるものとする。

9 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 効果的に事業を実施するため、事業内容（実施体制・経費等）について、本市と受託事業者において協議し、修正する場合がある。
- (3) 委託先の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとする。したがって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と受託者とで別途協議する。
- (6) 企画提案等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出期限に間に合わなかった場合。
- (2) 参加資格を満たしていない場合。または参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合。
- (3) 提出書類に虚偽または、不備があった場合。
- (4) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

- (5) 本要領「7. 選定方法」で定める二次審査に参加しなかった場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (7) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合。

1.1 公正な公募の確保

- (1) 応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成すること。
- (3) 応募者は委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が談合し、又は不穏な行動をなす場合など、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。